

障害を理由とする差別の解消の推進に関する蟹江町職員対応要綱

平成30年3月27日

要綱第9号

(目的)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、蟹江町職員（臨時職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(対象となる障害者)

第3条 この要綱において、対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能障害（以下「障害」という。）があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でないものと不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第5条 職員は、法第7条第2項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

(監督者の責務)

第6条 職員のうち、課長相当職以上の地位にあるもの（以下「監督者」という。）は、前2条に定める事項に関し、次に掲げる事項を実施しなければならない。

ない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者及びその家族その関係者（以下「障害者等」という。）から職員による不当な差別的取扱い又は職員の合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の提供の必要性が確認された場合は、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うように指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制の整備）

第7条 障害者等からの職員による障害を理由とする差別に関する相談等に的確に対応するため、民生部保険医療課に相談窓口を置く。

2 障害者等から職員による障害を理由とする差別に関する相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、障害者が他者とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用いて対応するものとする。

3 第1項の相談窓口は、障害者等から相談等の内容に係る事実の詳細その他必要な情報を聴取する等必要な確認をしたうえで、主管課に報告するものとする。この場合において、主管課は、対処する必要があると認めるときは、速やかに是正措置、再発防止策等を講じるものとする。

（研修及び啓発）

第8条 町は、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 前項の啓発を行うに当たっては、職員に障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応させるため、意識の啓発を図るものとする。

3 町は、職員を対象に、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるため、研修を実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。